

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	9 件

愛知国民年金 事案 3417 (事案 1427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年12月までのうちの2か月及び平成2年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年10月まで

A市役所から国民年金加入についての通知が届いたので同市役所に行ったところ、「今から加入すれば60歳までの加入期間で間に合います。」と言われて加入した。加入した時期は覚えていないが、保険料が9,000円の時に加入手続きを行い、7,000円の時期まで遡って保険料を納付した。毎月、自宅にB信用金庫C支店のD渉外担当職員が集金に来ていたので、納付書と保険料を妻に預け、遡って納付する保険料と当月分の保険料を一緒に納付していたはずである。

平成23年6月に引っ越しをした後、整理をしていたところ、申立期間当時の確定申告書の控えと事業での出納をメモした帳面が見付かったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、加入手続きの時期は保険料月額が9,000円であった頃(平成3年度)としているが、申立人のA市における被保険者名簿において資格取得の届出日は平成5年12月17日とされていることなどから、これら申立人の記憶又は行政の記録による加入手続き時期のいずれを基準にしても、申立期間の保険料全てを遡って納付することは時効によりできないこと、ii) 妻は、遡って保険料を納付したのは2年分と記憶しており、申立期間(67か月)と整合しない上、オンライン記録では、同年12月29日以降に、3年11月以降(4年1月を除く。)の保険料が分割納付されていることから、申立人は、5年12月に加入手続きを行い、時効が成立していなかった保険料を納付したと考えるのが自然であること、iii) 申立人及びその妻は、申立期間の保険料の納付を金融機関の職員に依頼したとしているが、申立人が主張する加入時期(3年度)に当該職員は支店に在籍

しておらず主張とは一致しないこと、iv) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間の保険料を納付したとする昭和63年分から平成3年分までの確定申告書の控え及び自身の事業に係る2年分から5年分までの金銭の出納を記載した帳面（以下「出納帳」という。）を提出している。

3 申立人が提出した昭和63年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除額として、22万6,900円が記載されているところ、A市の国民健康保険税収入整理表によると、申立人が同年中に納税した国民健康保険税額は、21万1,500円であったことが確認できる。これらの差額である1万5,400円は、昭和63年度の国民年金保険料額（1か月7,700円）の2か月分と一致することから、申立人は申立期間のうち、同年4月から同年12月までのうちのいずれか2か月について保険料を納付していたものと推認できる。

また、平成2年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除額として、42万4,700円が記載されているところ、A市の国民健康保険税収入整理表によると、申立人が同年中に納税していた国民健康保険税の合計額は、32万5,100円（出納帳の記載金額とも一致。）であったことが確認できる。これらの差額である9万9,600円は、申立期間のうち、同年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付した場合の金額と一致することから、申立人は当該期間の保険料を納付していたものと考えられる。

4 一方、平成元年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除額として、13万6,400円が記載されているものの、同申告書には国民健康保険税として同額の記載がある上、3年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除額として、31万9,600円が記載されているものの、A市の国民健康保険税収入整理表によると、申立人が同年中に納税していた国民健康保険税額は、同額の31万9,600円であったことが確認でき、差額は生じていないことから、これら申告書の控えに記載されている社会保険料控除額は国民健康保険税額のみであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できない。

また、出納帳には、申立期間の保険料を納付していたと推認できる記載は見当たらないことから、当該出納帳をもって申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは言い難い。

5 今回の申立てに当たり、申立人から上記以外の新たな資料の提出は無く、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情は見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年12月までのうちの2か月及び平成2年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

会社退職後も将来のために年金は続けて掛けていた方が良いと思い、結婚してからも任意で国民年金に加入し、国民年金保険料をずっときちんと納付してきた。納付できないときは免除の手続きをきちんと行っており、平成7年1月だけは免除申請が間に合わなくて未納とされていることは承知しているが、申立期間が未納とされていることは納付できない。30年も前のことなので記憶が定かではないところもあるが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間及び申立人自身が承知している平成7年1月を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金記録によると、申立人は、婚姻後の昭和53年12月13日に同市において国民年金に任意加入し、加入当初は保険料を前納している上、その後の転居に伴う国民年金の住所変更手続を適切に行っていることなどから、年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されていること、及び申立期間の前年の昭和56年2月及び同年3月の保険料については過年度保険料として遡って納付されていることが確認できる。これらのことから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を現年度又は過年度納付したと考へても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から46年2月まで

私は、国民年金加入手続の案内が届いたのでA市役所で加入手続を行った。その際に、男性職員から、20歳から国民年金保険料を納めるように言われたが、お金の持ち合わせがなく、その場ですぐに納付できなかった。時期ははっきり覚えていないが、会社に勤める前に、再び同市役所に行き、親等にお金を出してもらい担当窓口で申立期間の保険料を納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月22日にA市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って44年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年3月から45年3月までの保険料は過年度納付すること、及び同年4月から46年2月までの保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、会社に就職する前にA市役所の担当窓口で申立期間の保険料を納付したとしているところ、同市では、i) 現年度保険料は市役所内の銀行の派出所及び年金の担当窓口でも納付することは可能であったこと、ii) 過年度保険料の収納業務は行っていなかったが、過年度保険料の預かり分は社会保険事務所(当時)に渡していたとしていることから、申立人の主張に不合理な点は見受けられず、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年6月まで

私は、会社退職（昭和58年1月）後の59年頃に母親とA市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口でそれまで納付していなかった58年1月からの国民年金保険料をまとめて納付するよう言われ、自分では納付できない金額だったので、母親が出してくれたお金でまとめて納付した。加入手続と同時に同市役所の窓口で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市の申立人の国民年金資格記録情報を見ると、資格取得日はオンライン記録と同様に昭和58年1月16日であり、届出年月日は61年6月23日とされていることから、申立人の国民年金加入手続は同年6月23日に行われたものとみられる。この加入手続の時点では、申立期間のうち、59年4月から同年6月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、A市役所で国民年金加入手続を行った際に、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付するよう言われ、まとめて納付したとしているところ、同市では、国民年金担当窓口で過年度納付書を交付していたとしている上、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和59年7月から61年3月までの保険料が過年度納付されている。このため、同様に過年度納付することが可能であった申立期間のうち、59年4月から同年6月までの

保険料も、保険料の納付意識が高かった申立人が納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の国民年金加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月9日から同年12月7日まで
② 昭和38年1月15日から同年8月1日まで

昭和33年1月にC社（現在は、B社）に入社し、その後、関連会社のA社に異動した期間を含め、継続して平成9年10月まで勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された在籍証明書及び退職金支給計算書兼領収証並びに雇用保険の記録により、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し（同社からC社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が「申立期間①当時、申立人は、A社で勤務していたと思う。」と回答していることから、当該期間については、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金被保険者

名簿の昭和36年10月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B社から提出された在籍証明書及び退職金支給計算書兼領収証並びに雇用保険の記録により、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し（C社からA社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が「申立期間②当時、申立人は、A社で勤務していたと思う。」と回答していることから、当該期間については、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金被保険者原票の昭和38年8月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案7243

第1 委員会の結論

申立人のA社における最初の資格喪失日は昭和63年5月26日、2度目の資格取得日は同年10月1日、2度目の資格喪失日は平成元年9月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和63年3月、同年4月及び同年10月から平成元年8月までの標準報酬月額は、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月21日から平成元年10月まで

平成元年10月頃にA社を退職したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和63年3月21日になっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、当初、最初の資格喪失日が昭和63年5月26日、2度目の資格取得日が同年10月1日とされていたが、平成元年12月6日付けで、当該資格喪失日及び取得日に係る記録を取り消され、遡って資格喪失日が昭和63年3月21日に訂正されている。

一方、オンライン記録によると、A社は、上記遡及訂正処理日の翌日（平成元年12月7日）付けで、昭和63年3月21日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているものの、同社の同僚9人が、申立人と同様に平成元年12月6日付けで、遡って昭和63年3月21日に資格喪失した旨処理されており、他の同僚8人も、遡って資格取得日に係る記録を取り消されている上、上記遡及訂正処理前の同社における最終被保険者の資格取得（平成元年8月1日）に係る届出が同年9月11日に行われており、同社が少なくとも同日までは適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、上記の適用事業所ではなくなった旨の処理を行う合理的な理由は

見当たらない。

また、申立人は、「当時は、病気で入退院を繰り返してフルに働けない時期もあったが、平成元年10月頃退職するまで、A社に継続して勤務していた。」と述べているところ、上記遡及訂正前のオンライン記録では、申立人のA社における2度目の資格喪失日に係る記録は確認できないものの、申立人の2度目の資格取得日が記録された後、上記の最終被保険者の資格取得に係る届出が行われた日（平成元年9月11日）までの期間に、申立人の資格喪失に係る届出が行われた記録が確認できないことから、申立人は、少なくとも同日までは同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における最初の資格喪失日は同年5月26日、2度目の資格取得日は同年10月1日、2度目の資格喪失日は平成元年9月12日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和63年3月、同年4月及び同年10月から平成元年8月までの標準報酬月額については、昭和63年2月及び取消し前の同年10月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和63年5月26日から同年10月1日までの期間及び平成元年9月12日から同年10月までの期間については、上記のとおり、申立人は、申立期間中に病気で入退院を繰り返してフルに働けない時期があった旨述べている上、A社の元事業主からは、申立人の勤務実態に係る照会に対する回答が得られず、同僚からも、申立人が当該期間に同社に勤務していた旨の証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年2月6日、資格喪失日に係る記録を54年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、53年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から54年6月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月6日から54年7月4日まで

申立期間にA社B支店において勤務した。当時、同支店の業務責任者としてC氏がおり、夫婦で勤務していた。私と同時期に6人ぐらいが営業職として同社に入社し、同支店において勤務した。同社に勤務して1年ぐらいした頃、独立を考え、同氏と一緒に退職した。同社での給与は15万円から18万円程度で、保険料も引かれていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人がA社と一緒に入社したとして名前を挙げた同僚4人は、いずれも昭和53年2月6日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人が同社と一緒に退職したとして名前を挙げた同僚C氏が54年7月4日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が「申立人は申立期間にA社B支店に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の元事業主は、「フルタイムで勤務していた従業員であれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と証言している上、

申立期間当時、同社B支店の事務職であったC氏の妻は、「当時、B支店には10人ぐらいの従業員が勤務していた。私は、パート勤務で、夫の被扶養者となっていたので、厚生年金保険には加入していないが、同支店において勤務していた従業員の厚生年金保険の加入について、選択制ということにはなかったと思う。」と証言しており、上記複数の同僚のうち、1人は、「申立人とは、しばらく営業の仕事で一緒に働いた。申立人はフルタイムで勤務していた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間にA社B支店において勤務していたとされる同僚は、C氏の妻を除き、いずれも同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当時の同社では、フルタイムで勤務する全ての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同年代の同僚の記録から、昭和53年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から54年6月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、当時の資料が無いため不明と回答しているものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から46年5月1日まで

昭和42年4月にA社に入社し、勤務時間及び職務内容が特に変わることなく、46年5月頃まで継続して勤務した。給料支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年11月30日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年12月1日から46年5月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が当該期間において継続してA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間に係る給料支払明細書（昭和45年12月分から46年4月分まで）のうち、同年2月分及び同年3月分の「健康厚生保険料」の欄は、「厚生」の二文字が二重線で消されており、同年4月分の同欄は、「国民保険」と加筆訂正されていることが確認できることから、A社は、「給料支払明細書の健康厚生保険料の欄に記載されている金額は、厚生年金保険料ではなく、国民健康保険料と思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社の同僚42人についても、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、当該期間における被保険者記録が確認できないところ、当該42人のうち、1人は、「昭和45年頃、事業主から各現場責任者に対し、取引先が倒産して資金繰りが困難となったため、従業員の社会保険をやめて、国民健康保険と国民年金に切り替えるとの説明があった。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日、同社C支店における資格取得日に係る記録を58年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和58年4月1日から同年5月1日まで

昭和42年4月に入社して61年4月に退職するまで一貫してA社及び同社の関連会社に勤務していた。転勤が多く、46年9月には関連会社であるD社E支店からA社B支店に、58年4月には同社F支店から同社C支店に転勤したが、厚生年金保険の記録がそれぞれ1か月抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言、厚生年金基金の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社及び関連会社に継続して勤務し（昭和46年9月1日に関連会社のD社E支店からA社B支店に異動。58年4月1日に同社F支店から同社C支店に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録から、46年9月は8万6,000円、58年4月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案7247

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和27年9月1日であると認められることから、申立期間①に係る資格喪失日及び資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から同年9月26日まで
② 昭和28年8月1日から31年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、就労場所の異動はあったが途中で退職はしていないので、調査して、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社B支店又は同社C支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務（同社B支店から同社C支店に異動。）していたことが認められる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）によると、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和27年7月1日と記載されているものの、当該資格喪失日は、当初記載されていたにじんだ日付を上書きしたものであることが確認できる。申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）によると、申立人の同社同支店における資格喪失日は、当初、同年9月1日と記載されていたが、後日、同年7月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社B支店の名簿及び複数の同僚の台帳によると、申立期間①当時の複数の同僚についても、i) 申立人と同様に名簿の資格喪失日が昭和27年7月1日と記載されているものの、「昭和28年*月*日水害認定」として台帳の資格喪失日は27年9月1日と記載され、名簿及び台帳の資格喪失日の記録が一致していない者が確認できること、ii) 台帳の資格喪失日は同年9月1日から同年7月1日に訂正されているものの、名簿の資格取得日と資格喪失日が同日（同年7月1日）とされている者が確認できること、iii) 名簿において資格取得日が資格喪失日より後の日付とされている者など、名簿及び台帳において不自然な記録状況が散見されることから、社会保険事務所（当時）の記録管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、日本年金機構D事務センターは、「E社会保険事務所（当時）が昭和28年*月の水害により被災したことから、A社B支店の名簿は文字がにじみ判読し難いものが実在しているが、当該名簿のにじんだ箇所を上書きした時期や訂正後の日付の根拠については不明である。」と回答している。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等は無いが、台帳の訂正前の記録から判断して、申立人が昭和27年9月1日までA社B支店において厚生年金保険被保険者であったことがうかがえることから、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和27年9月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の台帳の訂正前の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人と一緒に勤務したとする証言は得られないところ、当該複数の同僚は、「A社は、昭和29年の年末には事業を休止しており、6か月程度の給料遅配があった。」と証言している。

また、A社は、「申立期間②当時の資料は無く、当時の事業主も既に他界しているため、申立人の勤務期間等について確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3421 (事案 1856 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料 (45 年 10 月からは付加保険料を含む。) については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 53 年 8 月まで

結婚後、自治会長の妻に「加入するかどうかは任意だが、年金をもらうようになった時、自分だけもらえないのは寂しいものだから、是非国民年金に加入したほうが良いですよ。保険料も 100 円で安いから。」と言われて、昭和 37 年 5 月に国民年金に任意加入した。加入後は、自治会の役員が自宅に集金に来ており、私が役員を務めた時には、ほかの方の保険料と一緒に集金した。また、納付書が送られてくるようになってからは銀行で保険料を納付していた。45 年 10 月からは、350 円の付加保険料も一緒に納付したことを今でもはっきりと覚えている。私は 53 年 9 月に国民年金に任意加入したのではなく、37 年 5 月に任意加入したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳には、申立人は昭和 53 年 9 月 29 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し、同時に付加年金加入者となったことが記載されていること、ii) 申立人は、37 年 5 月に国民年金任意加入手続を行い、45 年 10 月からは定額保険料と併せて付加保険料も納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳によれば、申立人は 53 年 9 月 29 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したとする記録が認められ、この時に払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同日に最初の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容との矛盾も無いこと、iii)

夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、同年9月29日の国民年金加入手続時において、遡って被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料（45年10月からは付加保険料を含む。）を納付することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の審議結果後、新たに思い出したことも、見付かった資料も無いが、審議結果には納得がいかず、特に、A社会保険事務所（当時）から、「昭和46年7月から54年3月までの間に、任意加入被保険者と強制加入被保険者に分けて国民年金手帳記号番号を新たに付け直す作業をB市が行った。」との説明を受けており、B市がこの付け直し作業を行ったことによって、昭和37年5月から任意加入していた国民年金手帳記号番号が現在の国民年金手帳記号番号に付け直され、53年9月から任意加入したとされてしまったのではないかと強く主張している。このため、再度同市に確認したところ、前回と同様、同市では46年から54年までの間に国民年金手帳記号番号を新たに付け直す作業を行ったことはないとしており、C年金事務所では、同市が国民年金手帳記号番号を付け直す作業を行ったとする旨の説明は行っていないとのことであった。

また、申立人は申立期間の保険料の金額について、前回の申立ての際と同様、今回の再申立てにおいても、昭和37年5月に国民年金に加入した当初の定額保険料は1か月100円だったとしているものの、それ以降の定額保険料の金額は覚えていない上、付加保険料の制度が始まった当初の付加保険料の金額は1か月350円だったとしているものの、それ以降の付加保険料の金額は覚えていないなど、申立期間の保険料の納付金額に係る記憶が曖昧である。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和45年10月からは付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成15年6月までの期間、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から平成15年6月まで
② 平成15年8月及び同年9月

私の年金記録を確認したところ、近年の1度しか国民年金保険料を納付していないこととされているが、そのようなことは絶対にあり得ない。父親はとてども律儀な人であり、国民年金保険料を納付することは国民の義務だといつも言っており、私が納付できないときや、海外に滞在していたときも保険料を納付してくれていた。父親がどのように納付していたかは不明だが、父親と国民年金についての会話を何度かした覚えがある。私が日本に住んでいたときに、私自身が納付した記憶もあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続等については、「両親が行ってくれたかもしれないし、自身が行ったのであれば、両親に勧められたからだと思う。今回の件は気付いたのも最近であるし、昔のことであまり記憶に無い。」としているなど記憶は明確ではなく、父親は既に亡くなっており、母親も当時の記憶は明確ではないとしているため、加入手続等に関しての詳細は不明である。

また、申立人は、「記録では近年の1度しか国民年金保険料を納付していないこととされているが、そのようなことは絶対にあり得ないことであり、日本に住んでいたときに納付した記憶がある上、納付できないときや海外に滞在していたときは父親が納付してくれていたはずである。」としているものの、オンライン記録によると、i) 申立人に対しては国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用していた番号制度。)が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 申立人の基礎年金番号(9年1月以降に使用されている制度共通の番号制

度。)は、厚生年金保険の被保険者資格取得(当該被保険者期間は14年6月及び同年7月)を契機に同年7月に初めて付番されていること、iii)申立期間①のうち、昭和59年5月から平成14年5月までの期間(217か月)には113か月の国民年金の被保険者期間が確認できるが、これは17年8月及び18年11月に申立人の基礎年金番号に対して34回の取得又は喪失が追加処理されたことによるものであることを考え合わせると、申立期間①のうち、基礎年金番号の付番(14年7月)前の期間については、被保険者期間の追加処理が行われるまでは全て未加入期間として扱われていたこととなり、申立人及びその父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、申立人の基礎年金番号の付番後となる平成14年8月から15年6月までの期間及び申立期間②については、保険料を納付することが可能であり、申立人は同年7月の保険料のみを時効間際の17年8月に納付していたことが確認できるものの、当該期間は基礎年金番号制度導入(9年1月)以後の時期であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られ、年金記録管理業務の事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「当時は理由が分からなかったが、区役所の窓口においてパスポートを提出して海外に滞在していた期間を計算してもらったことがあり、その際にそれまでの保険料を納付していた記録も改ざんされてしまったのではないだろうか。」との疑念を抱いている。オンライン記録によると、申立人の被保険者資格については、上記のとおり、追加処理(平成17年8月及び18年11月に処理。)が確認でき、この追加処理は海外への転出入を理由として行われたこととされている。これは海外に在住する日本国籍を有する者は、国民年金の任意加入対象者となることから、老齢等給付の受給資格(300か月必要)の算定にあたり当該海外在住期間は合算対象期間として算入される制度に基づき、申立人の受給資格の確保を勘案して行われた被保険者資格についての記録整備であったとみられる。しかし、当該被保険者資格についての記録整備に関連して、申立期間①及び②の保険料納付についての記録整備が行われた形跡は確認できないことから、当該処理によって申立期間①及び②の保険料に係る納付記録が納付済みから未納へと変更されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から48年3月まで

私は、両親に勧められたため国民年金に加入し、保険料は、金融機関の窓口で納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は両親に勧められて自身が行ったと思うとしているが、加入手続についての記憶は明確ではない。

また、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月頃に払い出されたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、申立人が20歳に到達した37年*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできず、加入手続時期において、申立期間は既に2年の納付時効が成立していたことから、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料については、定かではないが金融機関の窓口で納付書により納付していたと思うとしているところ、申立期間当時のA市における現年度保険料の納付方法は、納付書方式ではなく、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式（昭和49年度まで）であったことから、申立人の記憶する納付方法と相違している。

加えて、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直後の昭和48年度及び49年度の保険料については、遡って過年度納付されてお

り、50年度以降の保険料については、現年度納付されていたことが確認できる。このことは、上述の加入手続時期及び被保険者資格の取得状況と符合している上、これらの期間の保険料の納付方法は納付書によるものであり（過年度保険料は国庫金として国に納付書により納付。）、申立人の主張とも一致することから、申立人は、加入手続時期において、遡って保険料の納付が可能であった年度の保険料を過年度納付し、以後の年度の保険料を現年度納付していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月及び4年1月

平成3年12月頃に、祖母がA市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。祖母は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする祖母は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、祖母が平成3年12月頃にA市で申立人の国民年金加入手続を行ったとしているものの、申立人に係る同市の国民年金記録及びオンライン記録によると、加入手続が行われたのは8年4月4日であり、国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月3日であることが確認できる。このため、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、祖母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの期間、同年7月から62年3月までの期間及び同年10月から平成4年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年3月まで
② 昭和50年7月から62年3月まで
③ 昭和62年10月から平成4年12月まで

会社退職の際に、担当者から国民年金のことを聞いたので、昭和49年頃にA市役所で国民年金加入手続を行い、同市役所窓口で毎月納付書により国民年金保険料を納付していた。保険料額については、初めは1か月4,000円で、その後6,000円になり、次に9,000円になったと思う。

昭和59年度と平成2年度は免除の申請を行った覚えは無い。

火災により全てを失ったため、証拠となるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年5月頃に行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年8月（平成13年3月に昭和49年9月1日に変更。）まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。その後、申立人は62年4月の厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、一旦国民年金の被保険者資格を喪失したが、当該厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月から再度国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間①の保険料については、過年度納付することが可能であり、申立期間②及び③の保険料については現年度納付することが可能であった。

しかしながら、i) A市では、過年度及び現年度保険料のいずれについても

市役所窓口において収納することはなかったとしていること、ii) 同市における保険料の収納の周期は昭和 61 年度までは 3 か月に 1 度であったこと、iii) 保険料月額は、申立期間③の終期である平成 4 年 12 月は 9,700 円であり、申立人の主張と近似しているものの、申立期間①の始期である昭和 49 年 9 月は 900 円であり、その後はほぼ毎年度、数百円程度ずつ増額されていることなどから、申立人の主張とは必ずしも一致しない。

また、申立期間②のうち昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び申立期間③のうち平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間については、申請免除期間とされているところ、申立人は、これらの期間の免除申請を行った記憶は無いとしているが、A 市の国民年金の記録においても、オンライン記録同様、当該年度中に免除申請が行われたことにより、全額申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金の記録においても、申立期間①、②及び③の保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立期間①、②及び③は合わせて 211 か月あり、このように長期間にわたり同市において記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間当時は学生で他県に居住していたが、住民票は実家のあったA市のままだったので、母親が私の代わりに自宅近くの社会保険事務所（当時）で国民年金保険料をまとめて納付してくれて、それが高額で大変だったと聞いている。昔のことなので詳細は覚えていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、当時自宅近くにあった社会保険事務所に何度か行った記憶はあるとしているものの、国民年金の加入手続及び加入手続後に交付される年金手帳の受領の記憶は無く、納付方法についての記憶も明確でないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料納付状況などの詳細は不明である。

また、申立人は、母親が申立期間当時の実家近くにあった社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付してくれたと聞いているとしているところ、申立人が主張する社会保険事務所はB社会保険事務所（当時）だと思われるが、日本年金機構C事務センターによると、この社会保険事務所は申立期間後の昭和63年4月1日に開所したとしていることから、申立人の説明と相違する。

さらに、申立人は、申立期間当時は学生であったとしていることから、任意加入対象者であり、国民年金の加入義務はなかったところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、当時住民票があったとするA市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

は見当たらない上、同市に申立人に係る国民年金の加入記録は存在しない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の住所地であるD市において平成元年11月頃に払い出されており、申立人は申立期間後に勤務した会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年9月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

昭和55年頃に、自宅に区役所の職員が来たことから、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した。婚姻後は、夫の保険料と一緒に毎月金融機関で納付していた。申立期間について夫の保険料は納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得がいかない。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に、国民年金の加入手続を行い、婚姻（同年10月）後は、夫の保険料と一緒に毎月金融機関で保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前の任意加入被保険者の国民年金受付処理簿における資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続が行われたのは同年10月頃と推認でき、この加入手続の際に申立人が20歳に到達した同年*月まで遡って被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付することは可能であり、婚姻時の同年10月から申立期間直前の57年3月までの期間については、申立人及びその夫の保険料はいずれも現年度に納付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録を見ると、申立期間については、夫の保険料は上記期間に引き続き、現年度に納付されていることが確認できるのに対し、申立人は、未納とされているのみでなく、国民年金被保険者台帳の昭和57年度の欄に「納付書送付 ハガキ送付」と記載されており、オンライン記録では、昭和62年3月10日に納付書が作成されたこととされている。これは、申立期間のうち、少なくとも57年度及び60年1月から同年3月までの期間（59年12月以前は62年3月時点

を基準とすると時効となる。)の保険料が、現年度においては未納であったため、これらの期間に係る過年度納付書が作成されていたものとみられることから、申立人が申立期間の保険料を夫と一緒に現年度納付していたとは言い難い。

また、上記のとおり、申立人に対しては、過年度納付書が送付されていたと考えられるものの、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶も定かではないとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付していたとも推認し難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金保険料検認状況一覧票においても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年11月まで

申立期間当時、家業を家族全員で手伝っていた。母親が加入手続を行い、私たち双子の姉妹、二人の弟及び両親の国民年金保険料をまとめて納付していたと思う。申立期間について、弟たちは納付記録があるが、私たち姉妹には記録が無い。母親が区別するとは考えられないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細をうかがい知ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、昭和57年5月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記の国民年金被保険者資格の取得日については、申立人が所持する年金手帳の記載内容（初めて被保険者となった日 昭和57年3月1日）と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、両親及び二人の弟については国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付しているにもかかわらず、申立人自身及び双子の妹につ

いては国民年金への加入及び申立期間に係る保険料を納付していないこととされていることに疑問を抱いているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、国民年金手帳記号番号が昭和36年1月10日に連番で払い出され、同年4月から被保険者資格を取得し保険料が納付されており、二人の弟については、国民年金手帳記号番号が46年8月30日に連番で払い出され、同年1月から被保険者資格を取得し同年4月から保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、申立人については、上記のとおり、両親及び二人の弟とは状況が異なり、申立期間に係る被保険者資格を取得した形跡は見当たらず、妹についても同様であることから、両親及び二人の弟が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをもって、申立人に係る保険料が納付されていたとは推認し難い。

このほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年11月まで

申立期間当時、家業を家族全員で手伝っていた。母親が加入手続を行い、私たち双子の姉妹、二人の弟及び両親の国民年金保険料をまとめて納付していたと思う。申立期間について、弟たちは納付記録があるが、私たち姉妹には記録が無い。母親が区別するとは考えられないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細をうかがい知ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、平成元年10月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年12月30日とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記の国民年金被保険者資格の取得日については、申立人が所持する年金手帳の記載内容（初めて被保険者となった日 昭和63年12月30日）と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、両親及び二人の弟については国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付しているにもかかわらず、申立人自身及び双子の姉につ

いては国民年金への加入及び申立期間に係る保険料を納付していないこととされていることに疑問を抱いているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、国民年金手帳記号番号が昭和36年1月10日に連番で払い出され、同年4月から被保険者資格を取得し保険料が納付されており、二人の弟については、国民年金手帳記号番号が46年8月30日に連番で払い出され、同年1月から被保険者資格を取得し同年4月から保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、申立人については、上記のとおり、両親及び二人の弟とは状況が異なり、申立期間に係る被保険者資格を取得した形跡は見当たらず、姉についても同様であることから、両親及び二人の弟が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをもって、申立人に係る保険料が納付されていたとは推認し難い。

このほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から55年3月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付すると保険料額が安くなるので、私と妻の二人分の保険料としてまとめて20万円ぐらいを納付した覚えがある。加入手続時期、納付時期、納付方法及び納付場所は覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付すると保険料が安くなるので、自身と妻の二人分の保険料をまとめて20万円ぐらいを納付した覚えがあるとしているところ、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付場所については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和56年5月11日に妻と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って48年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間うち、同年9月から54年3月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付すると保険料額が安くなるので、自身と妻の二人分の保険料をまとめて20万円ぐらいを納付した覚えがあると

しているところ、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの保険料は過年度納付することは可能であった。しかしながら、i) 当該期間の保険料額は、3万9,600円となり、夫婦二人分の保険料額は7万9,200円となることから、自身と妻の二人分の保険料をまとめて20万円ぐらいを納付したとする主張とは相違すること、ii) 過年度保険料には、保険料の割引制度は無いこと、iii) オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人と一緒に加入手続を行った妻共に、加入手続後の昭和56年度から58年度までの国民年金保険料は、割引制度のある前納により納付されていることが確認できることから、申立人が記憶している割引制度を利用して納付した保険料は、これらの期間と混同している可能性が高いこと、iv) 申立人が申立期間の保険料と一緒に納付したとする妻も50年4月から55年3月までは未納とされていることから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から同年5月までの期間及び40年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から同年5月まで
② 昭和40年2月から同年6月まで

私が23歳か24歳(昭和42年か43年)頃、国民年金に加入していない期間を遡ってまとめて納付することができるのはがきが市役所から届いたと思う。記憶にある限り、国民年金の未加入期間を納めると最初から加入したことになる内容だったと思う。国民年金保険料は、余り覚えていないがまとめて町内の班長に納付したかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年か43年頃、国民年金に加入していない期間を遡ってまとめて納付することができるのはがきが市役所から届き、保険料を遡って納付したとしていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとの主張と思われるが、申立人が納付したとする頃は特例納付実施時期ではないことから、この時期に申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月25日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って同年7月25日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、国民年金被保険者台帳及び同市の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を

納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和42年4月から同年7月までの4か月分の保険料(3,600円)を50年9月に特例納付、42年8月から同年11月までの4か月分の保険料(3,600円)を50年12月に特例納付、42年12月及び44年1月から同年3月までの4か月分の保険料(3,600円)を50年11月に特例納付したとされていることから、申立人は、これらの期間の特例納付と申立期間の特例納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から53年3月まで

私は、結婚した昭和53年6月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行ったところ、担当窓口で約5年間の未納保険料を遡って納付しなければ加入できないとの説明を受けた。その数週間後、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、同区役所の担当窓口で23万円ぐらを一括納付した。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無く詳細は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和53年6月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、担当窓口で約5年間の未納保険料を遡って納付しなければ加入できないとの説明を受け、その数週間後、申立期間の保険料の納付書が送付されてきたので、同区役所の担当窓口で23万円ぐらを一括納付したとしているが、同市では、区役所担当窓口では過年度納付及び特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったとしていることから、申立人が主張する納付方法とは相違する。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月にA市B区役所で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って48年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期は第3回特例納付が実施されていた期間(53年7月から55年6月まで)であり、申立期間のうち、既に時効が成立していた48年6月から51年3月までの期間については、当該特例納付制度を利用して保険料を納付すること、及び同年4月から53年3月までの期間につい

ては、過年度納付することは可能であった。申立人は、加入手続後、申立期間の保険料を納付書により23万円ぐらを一括納付したとしているところ、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年6月から51年3月までが特例納付対象期間となり、納付に必要となる保険料額は13万6,000円（1か月4,000円）、残る昭和51年度及び52年度は過年度納付対象期間となり、納付に必要となる保険料額は4万3,200円（51年度1か月1,400円、52年度1か月2,200円）であり、これらを合計すると17万9,200円となる。このため、申立人が主張する保険料額とは相違する上、申立人は、特例納付制度については知らなかったとしていることから、特例納付したとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの期間については、前述の加入手続時期を基準とすると、過年度納付することは可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、オンライン記録同様、保険料が納付済みとされているのは申立期間後の同年4月以降とされていることから、当該期間の保険料を納付したと推認することまではできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7248（事案1064、4043及び5640の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月頃から45年3月頃まで
② 昭和45年10月頃から47年10月頃まで

過去の三度にわたる申立てについては、いずれも主張が認められなかったが、私は、申立期間①及び②ともに、アルバイトではなく、現地嘱託社員として勤務した。

今回、新たに提出する資料は無いが、申立期間①及び②について、第三者委員会は性善説に立って、再度、審議し、救済してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る当初の申立てについては、当該期間にA社で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、二人が「申立人はアルバイトであった。」と証言しており、このうち一人が「アルバイトであったため、社会保険には加入していなかったはずである。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「申立人を全く記憶していない。」又は「名前しか記憶していない。」と証言していることから、申立人が同社に勤務した時期等を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立期間②に係る当初の申立てについては、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、申立人が名前を記憶している同僚が「申立人とは何度か出勤途上に駅や電車内で会ったことはあるが、それ以外は分からない。」と証言しており、別の一人が「名前は聞いたことがあるような気がする。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「正社員の中に申立人はおらず、アルバイトの中にいたかどうかは記憶が無い。ほかの元同僚に聴いても、申立人を覚えている者はいなかつ

た。」等と証言していることから、申立人が同社に勤務した時期等を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社及びB社の人事記録管理を統括しているC社は、申立期間①及び②当時の資料は保存していないと回答している上、同社の事務担当者は、「当時、アルバイトについては、社会保険に加入させていなかったはずである。D社グループでは、男性の正社員は、D社本社で一括採用しており、A社やB社で正社員を採用することはなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後も「D社グループのA社及びB社に勤務していたのに、正社員であったとする証拠が無いから認めないとする審議結果は、第三者委員会は性善説に基づき申立人の立場に立って救済するという趣旨に反しているのではないか。また、委員会の人選についても問題があるのではないか。」と主張し、申立期間①及び②について、これまでに二度の再申立てを行っているが、当該二度の再申立てについて、申立人から新たに関連資料等の提示が無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、いずれも既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月28日付け及び23年4月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、これまでと同様に「私は、A社及びB社ともに従業員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。新たに提出する資料は無いが、第三者委員会は性善説に立って救済してほしい。」と主張し、4回目の申立てを行っている。

しかし、今回も申立人からは、新たに関連資料等の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月25日から同年11月1日まで
前職を退職した直後に、A県庁にある船員関係の課で、15年加入すると年金受給資格が得られることを聞き、退職後は年金と健康保険の両方の保険料を掛けていた。
しかし、保険料を支払っていた期間について記録が無いことが分かったので、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者別被保険者名簿では、申立人が昭和58年1月25日にB社における船員保険被保険者資格を喪失した旨の記録は確認できるものの、A県における船員保険の年金任意継続被保険者に係る船員保険被保険者原票では、その後、申立期間において船員保険の年金任意継続被保険者として資格取得した旨の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る船員保険の年金任意継続被保険者の保険料の領収書など、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付した事実を確認できる資料を所持していない。

なお、申立人は、「退職後に掛けた保険料がいくらだったかは覚えていない。」と述べており、申立期間の保険料額、納付方法等に係る記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の年金任意継続被保険者として、申立期間に係る船員保険料を納付していたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7250（事案189、4387及び5675の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から32年3月まで

前回の決定に納得できない。A船の漁船団の乗組員は、本船、母船、灯船を合わせて約45人で、私が乗船していた母船のB船には約8人、本船のA船には約23人が乗船していた。前回の決定通知文書には、本船に乗船していた者には船員保険の資格を取得させていたが、母船に乗船していた者には資格取得させていなかった旨記載されている一方、船員保険の記録が確認できる者は、最も多い時で34人であった旨記載されているが、本船に乗船していたのは約23人で、34人も乗船してはいない。漁船の乗組員の中で船員保険に加入している者と加入していない者がいること自体がおかしい。私のように母船に乗船していた者も船員保険の記録があるはずなので、再度調査して、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人は、「昭和31年4月から32年3月までA船に乗船していた。」と主張したが、当該期間におけるA船の船舶所有者が特定できない上、当時の同船での同僚が見付からないことなどから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「昭和31年1月からA船を本船とする漁船団の中の母船であるチャーター船のB船に乗り、通信士をしていた。同僚C氏及びD氏は本船のA船に乗り、同僚E氏は自分と同じ母船のB船に乗っていたことを思い出した。」などと主張したが、C氏など

の証言から、時期は特定できないが申立人がB船に乗船していたことは推認できるものの、i) 同船は船舶原簿謄本に記録が見当たらないことから、船舶所有者を特定できない上、D氏は既に死亡しており、E氏は連絡先が明らかでないため、申立人の勤務した期間等について確認できないこと、ii) 同船の本船であるA船の船舶原簿謄本により、同船の船舶所有者は、申立期間のうち昭和31年1月から32年2月12日まではF氏、同年2月13日から同年3月まではG事業所であることが確認できるところ、同氏は申立期間のうち31年11月28日より後の期間において、同事業所は申立期間において、船員保険の適用事業所であったことが確認できないこと、iii) 同氏の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者は、いずれも本船である同船に乗船していた者であったと考えられ、チャーター船に乗船していた者が被保険者資格を取得した旨の記録は確認できないところ、申立人が同じ母船のB船に乗船していたとして名前を挙げたE氏は、当該名簿に記録が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、「私が雇われていたのはA船で、給料も同船の会社からもらっていた。同船の漁船団員は45人ぐらいで、私は母船のB船に乗船し無線通信士をしていたが、同船に雇われていたわけではない。A船の事務員のH氏に通信士として雇われた。」などと主張したが、i) 上記の船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時に被保険者記録が確認できる者は、最も多い時でも34人であり、漁船団員が45人ぐらいいたとする申立人の主張とは異なり、同船の漁船団員であっても、被保険者資格を取得しなかった者が多数存在したことがうかがえること、ii) 上記の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者が記憶する同僚で、船舶所有者であるF氏の持ち船の母船（B船とは別の母船）に乗船していた者は、当該名簿に記録が無い上、同人が記憶する同母船の複数の同僚も、当該名簿に記録が無いことから、申立期間当時、船舶所有者であった同氏は、原則、本船に乗船していた者については、船員保険の被保険者資格を取得させていたが、母船に乗船していた者については、被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえること、iii) 申立人が名前を挙げた事務員のH氏は、人物を特定できないことから、申立人に係る船員保険の取扱い等について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定に納得できない。前回の決定通知文書には、A船の本船に乗船していた者には船員保険の資格を取得させていたが、母船に乗船していた者には資格取得させていなかった旨記載されている一方、船員保険の記録が確認できる者は、最も多い時で34人であった旨記載されて

いるが、本船に乗船していたのは約23人であり、34人も乗船してはいない。漁船の乗組員の中で船員保険に加入している者と加入していない者がいること自体がおかしい。私のように母船に乗船していた者も船員保険の記録があるはずだ。」などと主張して再度申し立てしているところ、本船の乗組員の人数については、上記の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の者が、22人から30人の範囲内であった旨証言しており、申立人が主張する乗組員の人数とおおむね一致している。

しかし、上記の船員保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者のうち、今回新たに証言を得られた者を含めて、これまでに証言が得られた者は、いずれもA船の本船に乗船していた者であり、母船に乗船していた者はいない上、このうちの1人は、「母船に乗っていた人は、船員保険に入っていないと思う。船の総トン数によって違いがあったはずで、総トン数が大きい本船に乗っていた人は、全員が船員手帳を持っており、船員保険にも入っていたが、総トン数が小さい母船や灯船に乗っていた人は、ほとんどの人が船員手帳を持っておらず、船員保険にも入っていなかったと思う。母船や灯船に乗っていた人は、私が知っている限り、誰も船員保険に入っていない。」と証言している。

また、当時の船員保険法第17条では、「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者は船員保険の被保険者とす」と規定されており、当時の船員法第1条第2項第3号では、「総トン数30トン未満の漁船」は船員の乗り組む船舶から除外される旨規定されているところ、申立人が乗船していた母船B船の総トン数については明らかでないが、申立人は、「B船の総トン数は、約20トンであった。」と主張している上、当時の日本船名録（船舶法により船舶原簿に登録されている総トン数20トン以上の船舶を登載）には、同船に該当する船舶は登載されておらず、同船が総トン数30トン未満の漁船であったことがうかがえることから、同船に乗船していた申立人は、当時の船員保険の被保険者には該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7251（事案1652、4312及び6379の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から同年10月1日まで

昭和34年6月にA社の工場で負傷し、病院で破傷風の治療をした。申立期間当時、破傷風の治療については労災保険の適用が無かったので、健康保険証を使用して治療した。保険証を使用したのであれば、厚生年金保険にも加入していたはずなので、第三者委員会において常識的な判断をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) A社は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 同社の事業主で、社会保険関係の事務処理の責任者でもあった申立人は、「商業登記簿上の設立日と同日に厚生年金保険の新規適用事業所となる手続を行った。」と主張しているものの、事業所別被保険者名簿により、同年11月7日付けで新規適用事業所となる手続がされていることが確認できること、iii) ほかに申立人の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「商業登記と一緒に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行っており、申立期間の厚生年金保険料は支払っている。工場内には大型ボイラー等があったが、これらを使用する場合は、労働基準監督署の許可を得る必要があり、社会保険にも加入するのが常識なので、当然、申立期間において社会保険にも加入している。」と主張したものの、i) 申立人からは、新たな資料等の提出が無かったこと、ii) A社が新規適用事業所となる手続に係る社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点はうかがえないこと、iii) 労働基準監督署に照会した結果、

「ボイラー等の使用許可の際に、社会保険への加入は条件となっておらず、社会保険に加入していないことをもって、ボイラー等の使用を許可しないことは無い。」との回答が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、「申立期間当時のA社内の写真、昭和35年の法人税に係るB税務署の調査、34年6月に破傷風にかかった際のC病院における血清の送付記録及びD労働基準監督署の課長に、『労働保険に加入していて社会保険に加入していない事業所は聞いたことが無い。』と証言してもらったことなどについて調査してほしい。」と主張したが、当該写真から、少なくとも昭和34年9月頃には、申立人が事業主として同社に勤務していたことはうかがえるものの、i) 同税務署は、「厚生年金保険の適用事業所であることなどについて積極的に調査することは無い。昭和35年当時の調査資料は保存しておらず、当時の状況については不明。」と回答していること、ii) 同病院は、「申立人についての記録は確認できない。当時の診療記録や血清を送付した記録は残っていない。」と回答していること、iii) 同労働基準監督署は、「社会通念上、労働保険に加入していれば、社会保険にも加入しているのが一般的だと思うが、労働保険の加入の際に社会保険の加入は条件ではなく、労働基準監督署ではその確認もしていない。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和34年6月にA社の工場で負傷し、病院で破傷風の治療をした。申立期間当時、破傷風の治療については労災保険の適用が無かったので、健康保険証を使用して治療した。保険証を使用したのであれば、厚生年金保険にも加入していたはずだ。」などと主張して再度申し立てている。

しかし、申立人が破傷風の治療をしたと記憶しているE病院及び血清を取り寄せたと記憶しているC病院の回答からは、申立人が昭和34年6月に負傷し、破傷風の治療をした事実は確認できない上、複数の同僚から聴取しても、当時、申立人が工場で負傷したとする証言は得られない。

また、破傷風の治療に係る労災保険の適用について、厚生労働省は、「業務上の負傷についての治療であれば、破傷風の治療においても労災保険が適用される。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7252（事案235の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月22日から33年7月1日まで
② 昭和33年7月から37年12月まで

前回の申立てにおいて、A社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金を受給していないことが認められ、厚生年金保険の被保険者期間として記録が訂正されたが、当該期間における標準報酬月額が低く記録されている。退職する前頃の給与額は、手取りで1万3,000円から1万5,000円ぐらいだった。給与明細書は渡されなかったが、住居費や食費を控除して給与が支払われており、総支給額はもっと高かったはずなので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間①について、A社には、昭和32年3月22日に入社したが、33年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの被保険者記録が無い。当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前回の申立てにおいて、A社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金を受給していないことが認められ、厚生年金保険の被保険者期間として記録が訂正されたが、当該期間における標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間①について、同社には、昭和32年3月22日に入社したが、33年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの被保険者記録が無い。」と主張し、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び標準報酬月額の相違について申し立てている。

申立期間①について、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が「私は、昭和29年に入社したが、申立人は自分より2年ぐらい後に入社し、住み込みの従業員として一緒に勤務した。」と証言していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことはいえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月1日に上記同僚を含む7人が被保険者資格を取得した後、33年7月1日に申立人を含む2人が被保険者資格を取得するまで、同社において新たに資格取得した者は確認できない上、その後も、入社時期が異なる複数の者が同日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、同社では、一定の期間に入社した者について、まとめて被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、A社は、「当時の事業主は死亡しており、資料も残っていないので、当時の事務の取扱いは不明。」と回答している。

さらに、申立人は、「同い年で同期入社同僚が2人いた。」と主張しているものの、当該同僚の名前を記憶しておらず、他の同僚からも、申立期間①当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A社は、「当時の給与額及び厚生年金保険の保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答している上、当時の給与額及び保険料控除額を明確に記憶している同僚もいないことから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額、同僚の標準報酬月額と比較しても、その額及び推移において特段の差異は認められない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月から27年6月頃まで
② 昭和27年6月から28年5月1日まで
③ 昭和28年12月10日から31年4月25日まで
④ 昭和39年4月から41年10月1日まで

A事業所は、昭和25年12月からB事業所に入社するまで切れ目なく勤務し、同事業所は、27年6月から結婚した31年4月*日まで働いた。C社は、39年4月に入社したと記憶している。申立期間①から④までについて、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所は既に廃業している上、事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A事業所の事業主の親族は、「当時の資料は無いので、厚生年金保険の適用事業所であったかどうかは分からないが、事業主は、厚生年金保険に加入していなかった。従業員は、誰がいたか分からない。」と証言している。

申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の適用年月日（昭和28年6月1日）の記録及び複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得年月日（同年5月1日）の記録から、同事業所は、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となったものと判断され、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先も明らかでないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する同僚6人のうち、4人は、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、被保険者記録が確認できる2人は、連絡先が明らかでない。

申立期間③について、上述のとおり、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び申立人の記憶する同僚の連絡先も明らかでないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間④について、C社は既に解散し、当時の事業主も既に死亡しているところ、後継会社の元事業主は、「C社の関連資料は残っておらず、申立人の同社における勤務期間等については分からない。」と回答している。

また、申立期間④にC社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人の勤務期間については記憶していない。」と証言しており、当該期間に係る申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、C社の申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月頃から42年12月頃まで

A社B支店に申立期間のうち半年ほど勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料は残っておらず、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、「実際働いていたのは半年ほどだったと思うが、勤務期間はよく覚えていない。給与から保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」としており、申立期間当時の保険料控除等に係る記憶が曖昧である。

加えて、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7255（事案6527の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から42年2月1日まで

前回の申立てについて、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、前回の審議結果に納得できない。A社の求人条件が記載してある資料等を提出するので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言により、入社時期は特定できないが申立人がA社に勤務していたことはうかがえるものの、i) 同社は既に解散しており、申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であること、ii) 申立期間当時の複数の同僚が、同社で勤務を始めた時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は、一致していないと証言していること、iii) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「今回の申立てにあたって、求人案内及び職業安定所宛の資料を提出する。また、給与額については、昭和31年は8万円、35年は11万円、40年は13万円であった。前回の審議結果に納得できないので、申立期間について、再度調査してほしい。」と主張し、再申立てを行っている。

また、申立人から新たに提出された求人案内及び職業安定所宛の文書（昭和41年10月付け）によると、当該文書等が作成された当時、A社は、求人募集をするにあたり、社会保険料を給与から控除することを条件としていたこ

とが認められる。

しかし、上記のとおり、申立人の入社時期を特定できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、複数の同僚は、申立期間当時のA社では勤務を開始した時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は一致していないと証言している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時の給与額が昭和31年は8万円、35年は11万円、40年は13万円であったと主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社における被保険者資格取得時（42年2月1日）の標準報酬月額は、3万6,000円と記録されており、申立人の主張する額とは大きくかい離している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月1日から同年12月まで
② 昭和52年1月4日から同年4月まで

申立期間①について、A社には代理店として独立するため販売研修員制度を利用し入社した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②について、B社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された販売研修員採用承認通知書、退社届及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和51年11月27日から同年12月25日まで同社に販売研修員として勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「販売研修員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させるようになったのは、平成3年7月以降なので、申立期間①当時の販売研修員は、厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

また、A社に販売研修員として平成3年7月以前に勤務した同僚の手当支給明細書によれば、当該同僚は、勤務期間において給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の名刺及び同社の商業登記簿によると、申立人は、昭和52年2月*日に同社の監査役に就任していることから、入社日及び退職日は特定できないものの、申立人が当該期間のうち、一部の期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、B社は、申立期間②前の昭和44年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期

間において適用事業所であったことが確認できない。

また、連絡先の判明した同僚役員は、「申立期間②当時、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と証言しているところ、当該役員は、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、B社は既に解散している上、申立期間②当時の事業主は連絡先が明らかでないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。